

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

- 北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【保健福祉局健康医療部夜間・休日急患センター】 4

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 5

◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局総務経営部営業課】 6
- 特定調達契約の相手方の決定【上下水道局総務経営部営業課】 10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正に伴い、1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の適用期間を延長した上で、当該基準を強化することにした。

この規則は、平成30年5月25日から施行することにした。

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成30年5月21日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第31号

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改
正する規則

北九州市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年北九州市
規則第24号）の一部を次のように改正する。

付則別表の1，4-ジオキサン（単位 1リットルにつきミリグラム）の項
中「6」を「3」に、「平成30年5月24日」を「平成33年5月24日」
に改める。

付 則

この規則は、平成30年5月25日から施行する。

北九州市告示第 2 2 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立夜間・休日急患センター、北九州市立門司休日急患診療所及び北九州市立若松休日急患診療所における使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 3 0 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
有限会社医療事務研究会	北九州市小倉北区浅野三丁目 8 番 1 号	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 3 1 7 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 5 月 2 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

（掲示により別紙省略）

北九州市上下水道局公告第48号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条の規定により準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁 志

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

平成30年度工業用水道事業におけるスマート検針（自動検針）の試験的システム構築並びに流量データ収集装置の納入及び保守管理業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 日本国内において、平成27年4月1日以降に1年以上、水道、電気等の管理及び監視システムの構築及び運用業務を受託した実績（受託区

域の人口が30万人以上のものに限る。)があること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課(電話 093-582-2545)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年6月26日まで(日曜日及び土曜日(以下「日曜日等」という。))を除く。)に競争入札参加資格審査の申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局総務経営部営業課

イ 日時 公告の日から平成30年7月13日まで(日曜日等を除く。)

の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。ただし、同月13日は、午前9時から午前10時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟7階 710会議室(北)

イ 日時 平成30年6月18日午前10時

(4) 競争参加の申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年6月26日までに競争参加の申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、同日までに必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年7月12日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎東棟地下2階 第一入札室

イ 日時 平成30年7月13日午前10時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規程の規定において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
- 北九州市上下水道局総務経営部営業課
〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-3623

6 Summary

- (1) Nature of Service to be procured
Establishment of pilot system for smart meter reading (automatic meter reading) in industrial water supply, delivery and installation of flow rate data collection device.
- (2) Deadline of Tender (by hand)
10:00 a.m., 13 July, 2018
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00 p.m., 12 July, 2018
- (4) For further information, please contact:

Business Management Division, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市上下水道局公告第49号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年5月21日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

- 1 特定役務の名称及び数量
平成30年度上下水道料金システム運用・保守業務委託
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市上下水道局総務経営部営業課
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成30年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目3番15号
- 5 契約金額
月額611万7,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため。